

○倉敷市創作舞台育成事業補助金交付要領

平成26年8月1日

(趣旨)

第1条 新たな文化価値の創造と文化における異文化交流の促進を図ることを目的として、市民参加の総合舞台芸術の倉敷市創作舞台育成事業（以下「創作舞台育成事業」という。）を実施する倉敷市文化連盟（以下「文化連盟」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 創作舞台育成事業とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 脚本を新しく創作するもの
- (2) 主題については、本市の歴史や風土から創出するもの
- (3) 文化連盟会長が承認する実行委員会による運営であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、実行委員会が創作舞台育成事業に要する経費のうち次に掲げるものとし、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、記念品代及び食糧費、物品販売に関する経費、備品購入費については、対象外とする。

- (1) 実行委員会の運営に関する経費
- (2) 実行委員会が創作舞台育成事業を実施する経費

(補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内において市長が適当と認めた額とする。ただし、全体事業費の合計額から、この要綱に定める補助金を除いた収入額（入場料及び協賛金等）を差し引いた額を超えることはできない。

(交付申請)

第5条 文化連盟が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会の規約及び名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(計画変更等の承認)

第6条 文化連盟が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

(実績報告)

第7条 文化連盟が補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) チラシ・ポスター・プログラム等の印刷物

(4) 公演の記録写真

(4) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助事業の経理等)

第8条 文化連盟は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(見直し手続き)

第9条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。